追納制度をご承知ですか?

免除（全額・半額）や納付猶予（学生納付特例・若年者納付猶予）の承認を受けたことがあるみなさん、その期間は納付した場合に比べ将来受ける老齢基礎年金が少なくなってしまいます。

国民年金

［問合先］
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

学生納付特例期間 若年者納付猶予期間	年金額には反映されません。
全額免除期間	納付した場合の３分の１の額が年金額には反映されます。
半額免除期間	納付した場合の３分の２の額が年金額には反映されます。

「追納」で年金を満額に近づけましょう！

免除を受けたことにより、将来減額となる老齢基礎年金を少しでも多く受けるために、10年前の分までさかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」があります。

平成18年３月末までに追納する場合の１ヶ月分の保険料額

○追納する保険料の額は、免除を受けた月の属する年度から２年度を過ぎると当時の保険料に経過した期間に応じて一定の額を加算した額になります。

経過期間が長いほど加算額が高くなりますのでお早めの追納をお勧めします。

消防署

暖房器具を安全に取扱いましょう

羽島郡広域連合
☎388-1195

冬の到来とともに暖房器具が恋しい季節となりました。

この季節は、空気が乾燥して火災が発生しやすい時期です。

そこで、暖房器具からの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

【石油ストーブ】

1 給油するときや外出時には必ず火を消す。また、カートリッジ式タンクの場合は、口金を完全に締める。

2 カーテンや寝具など燃えやすい物に近づけない。

3 ストーブの上に洗濯物を干さない。

4 対震自動消火装置付きのストーブを使用する。

5 燃料は指定されたものを使用する。

【こたつ】

1 こたつの中で洗濯物を乾かさない。

2 配線を家具の下敷きにしない。

【電気カーペット】

1 湿ったままや折り曲げた状態で使用しない。

2 外出時、就寝時にはコンセントからプラグを外しておく。

また、いずれの暖房器具も使用前には必ず点検をして、異常がある場合には使用せず、専門店などに修理依頼することが大切です。